

〔論 説〕

複数契約の解除 ― 改正で実現されなかった論点*

寺 川 永

1 はじめに

平成29（2017）年5月26日に成立した「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が令和2（2020）年4月1日に施行を迎えることとなった。この法律は、主に債権債務関係を対象とする債権法の改正を内容とするものであり、民法典の制定（明治31（1898）年）以降、100年以上にわたって債権法に関する大規模な改正がなかったわが国において、大きなインパクトをもたらすものである。その主なトピックとして、以下の4点を挙げることができる¹⁾。すなわち、①債権の消滅時効期間の統一（客観的起算点から10年、主観的起算点から5年という、二重の消滅時効期間が導入された。民法166条1項）、②法定利率の変動制の導入（上記法律の施行時の法定利率が3%に設定され、これ以降、3年ごとの見直しが予定されている。民法404条）、③債務の個人保証における保証人保護の強化（事業用融資について個人が保証人になる場合において、その個人が公正証書を通じて保証債務を履行する意思を表示していなければ当該保証契約を無効とする旨の規定が新設された。民法465条の6以下²⁾）、および、④いわゆる「定型約款」に関する規定の新設（民法548条の2以下）である。

改正内容の全体を俯瞰すれば、その項目には、民法典「総則」編の法律行為や消滅時効に関する内容は含まれているものの、民法典「債権」編のうち、不法行為等の法定債権に関する部分は含まれていない。検討事項の中核となっていたのは、もっぱら契約法に関するものであることから、「(実質的な意味での) 契約法改正」³⁾とでも形容すべきものであった。今回の改正を通じて契

* 本稿は、2020年2月18日に関西大学法学研究所で開催された第151回特別研究会「日韓消費者法ミニセミナー：民法改正と消費者法」において、同名タイトルで報告した原稿を基礎として加筆修正を行ったものである（なお、当日配布された原稿の末尾に掲載された参照条文は本稿では割愛した。）。上記特別研究会ではフロアからの質問も含めて有益な意見が交わされた。出席者全員に対し、この場を借りて御礼申し上げたい。なお、上記特別研究会において徐熙錫教授（釜山大学校法学専門大学院）にご報告いただいた原稿も本誌に掲載されている。

- 1) これらの項目を含めて改正内容の要点を知るには、大村敦志＝道垣内弘人編『解説 民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017年）が有益である。
- 2) ただし、主たる債務者が法人である場合においてその法人の理事や取締役などが事業用融資を保証するときや、主たる債務者が個人事業者である場合においてその個人事業者の事業に現に従事している配偶者が事業用融資を保証するときなど、一定の場合において公正証書の作成は不要とされている（民法465条の9各号参照）。
- 3) 大村敦志「補論C 契約：債権法改正の『契約・契約法』観」同『民法のかたちを描く 民法学の法理論』

約法に関する準則の変更が求められたものは数多く、契約の解除に関する規律についても多大な時間をかけて議論され、その一部が修正されることとなった。

本稿では、その対象を「契約の解除」に絞ることにしたい。そして、セミナーの共通テーマである「民法改正と消費者法」という観点から、法制審議会（以下、「法制審」とする。）⁴⁾では検討課題のひとつとされたものの、審議過程の途中で検討事項から外され、明文化が見送られた「複数契約の解除」を取り上げることにする。このトピックは、いわゆる「複数契約」に関する論点のひとつとして議論されてきたものと深い関わりがある。複合契約の定義については諸説あり、これを一義的に捉えることは難しい。しかしながら、さしあたり本稿では、「同一当事者間または三当事者以上の当事者間で、一定の社会的または経済的目的の実現を目指して複数の契約が互いに関係して形成されるもの」とすることにしたい⁵⁾。

複合契約をめぐる法的問題は、事業者間取引（BtoB）だけでなく消費者取引（BtoC）においても生じうる。たとえば、消費者が同一の目的物を客体として1つまたは複数の事業者との間で複数の契約を締結することがある。消費者が、スマートフォンなどの携帯端末を家電量販店で購入するために売買契約を締結した場合であっても、その端末を使って通信サービスを利用するためには、別の事業者との間で通信サービス利用契約を締結しなければならないことがある。また、高齢者向けに介護療養サービスが付与されたマンションの売買契約や賃貸借契約のように、継続的に一定の役務を提供する契約において物品をセットで購入または賃借する契約もありうる⁶⁾。このような場面において、一方の契約が債務者の債務不履行により債権者がその契約を解除するときは、その解除が他方の契約にどのような影響を及ぼすことになるのだろうか。

少し内容を先取りすると、法制審においても、以上のような問題提起を前提とした「複数契約の解除」について民法典への明文化を強く望む意見もみられた。しかしながら、結局、十分な議論が尽くされることなく、途中で検討が見送られることになった。それはなぜか。本稿では、まず、契約の解除の要件に関する改正内容を紹介した後に、複数契約の解除が検討課題のひとつとして取り上げられることになった、その背景となる法状況について概観する。そして最後に、法制審の審議状況を踏まえて若干の検討をし、本稿を閉じることにしたい。

（東京大学出版会、2020年）192頁〔初出：大村敦志「民法（債権法）改正の『契約・契約法』観」民商法雑誌153巻1号（2017年）58頁〕。

- 4) 法制審の各部会の議事録や部会資料等は下記のサイトで入手することができる。
http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html〔閲覧日：2020年3月31日〕
- 5) 複合契約の見取図ないし認識パターンを理解するには、河上正二「複合的給付・複合的契約および多数当事者の契約関係」磯村保ほか『民法トライアル教室』（有斐閣、1999年）282頁〔初出：法学教室172号（1995年）48頁〕および同「債権の発生原因と目的（対象・内容）（5）——複合的給付と複合的債権関係」法学セミナー695号（2012年）72頁が有益である。
- 6) 複合契約と消費者との関係については、拙稿「複合契約と消費者」中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義消費者法（第4版）』（日本評論社、2020年）276頁に、その問題の所在が示されている。

2 「契約の解除」に関する改正内容の概要

今回の改正により解除の要件、効果および消滅に関する規律が修正された。このうち、解除の要件について、(1) 解除の要件として債務者の帰責事由を求めないこと、(2) 解除の要件を①催告解除（催告による解除。改正民法541条）と②無催告解除（催告によらない解除。改正民法542条）に分けた上で、催告解除では「軽微な不履行での解除」を制限し、無催告解除では「契約目的の不達成」を解除の要件としたこと、および(3) 債権者の責めに帰すべき事由による不履行では解除権が発生しない（改正民法543条）ことが明文化された⁷⁾。

従来、改正前民法では、解除の要件を債務不履行の態様にあわせていた。すなわち、履行遅滞（改正前民法541条）、定期行為の遅滞（改正前民法542条）および履行不能（改正前民法543条）に分け、さらに、いわゆる「不完全履行」の場合、追完が可能であるか否かによって、解除の要件を遅滞と不能に分けて考えられていた。

これに対して、改正民法では、解除の要件を催告解除と無催告解除に分け、さらに、後者を全部解除（改正民法542条1項）と一部解除（改正民法542条2項）に分類している。催告解除の場合、催告期間の徒過した後の債務不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、契約の解除は認められない（改正民法541条ただし書）。債務者としては「債務不履行が軽微なものであること」を主張・立証すれば、契約の解除を阻止できることになる⁸⁾。これに対して、無催告解除では、「契約目的の不達成」を解除の要件とするという基本的方針のもとで、全部解除と一部解除に分け、さらにその要件を細分化している（同条1項1号ないし5号、同条2項1号および2号⁹⁾）。

なお、約定解除の場合には、契約自由の原則により、そのような合意が認められることについて争いはない（民法540条参照）。約定解除の可否の判断にあたって、まず、当事者が締結した契約においてどのような場合に解除が認められると合意されているのか、契約内容を確定する作業が必要となる。それを踏まえて、当該事案において契約の定める解除事由に該当する事実が存在するのかが判断されることになる¹⁰⁾。

これらの規定による立法化においても、なお解除の要件については解釈を要する問題を内包している。今回の改正により、催告解除が軽微な不履行では解除権が制限される一方で、無催告解除が契約目的の不達成を解除の要件として、二重の基準が採用されている。そこで、債務者による不履行が、契約をした目的を達成することができない程度のものではない（＝契約をした目的を達成することはできる）が、軽微とはいえない程度のもの場合において、解除の可否をどのように考えるかが問題となる。このとき、追完が可能である場合および債務者の履行拒絶ができ

7) 藤原正則「改正民法が民事裁判実務に及ぼす影響（6）契約解除の要件・売主の瑕疵担保責任の見直し、原始的不能の場合の損害賠償規定の新設」判時2420号（2019年）121頁。

8) 大村＝道垣内編・前掲注1）145頁〔吉政知広〕。

9) 藤原・前掲注7）121頁。

10) 大村＝道垣内編・前掲注1）136頁〔吉政〕。

ない場合には催告解除が認められるのに対して、追完が不能である場合および債務の一部の履行拒絶がある場合には解除が認められないことになる可能性がある¹¹⁾。催告解除では、不履行の程度だけでなく、催告の存在、催告を契機とした当事者の交渉の内容や態様を考慮して、催告解除の可否が決められるという考え方も指摘されているが¹²⁾、どのような扱いがなされるかは今後の運用に委ねられることになるだろう。

3 「複数契約の解除」が検討課題のひとつとして取り上げられた背景

法制審において検討課題とされた「複数契約の解除」について、現行法にはこれに関する規定は存在しない。他方、クレジット取引に見られるような三当事者間で構成される取引において、いわゆる「抗弁の接続」の可否については古くから議論されてきた。最判平成2年2月20日判時1354号76頁は、昭和59（1974）年の割賦販売法（以下、「割販法」とする。）改正前の割賦購入あっせんに関する事案について、立替払契約と売買契約は法的には別個の契約であり、昭和59年割販法改正による割販法30条の4は購入者保護のために特別に抗弁の接続を法定したものであるとして、抗弁の接続に関する割販法上の規定の創設的な意義を強調するものであり¹³⁾、販売業者による債務不履行の結果をクレジット業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情がある場合を除いて、同条の適用対象外の取引については抗弁の接続が否定される。しかし、こうした動きは、「複数契約の解除」というトピックに対して——少なくとも直接的には——かかわるものではなかった。

最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁（以下、「最高裁平成8年判決」とする。）は、同一当事者間における複数契約の解除の可否が争われた事案で、その問題が大きくクローズアップされることになった。買主Aと売主Bの二当事者間でリゾートマンション（以下、「マンション」という。）の区分所有権の売買契約とスポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）の会員権契約が同時に締結されたところ、Aがマンションの引渡しを受けることで、売買契約上のマンションの引渡しに関するBの債務が履行されたことになるが、会員権契約上の（マンションに隣接する）スポーツ施設等に関するBの債務の不履行により、Aが双方の契約を解除したというものである¹⁴⁾。

11) 大村＝道垣内編・前掲注1) 148頁以下〔吉政〕、藤原・前掲注7) 124頁。

12) 大村＝道垣内編・前掲注1) 149頁〔吉政〕。

13) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅳ——各種の契約（1）』（商事法務、2010年）404頁。

14) なお、本件の事実関係によれば、①売買契約の契約書には、表題および前書きにクラブ会員権付である旨の記載があり、また、特約事項として買主はマンションの購入と同時にクラブの会員となり、買主から当該マンションを譲り受けた者についてもクラブの会則を遵守させることを確約する旨の記載があった。また、②Bによるマンション分譲の新聞広告には、（会員権付である旨の）物件の名称とともに、マンションの区分所有権の購入者がクラブを会員として利用することができる旨の記載があり、③クラブの会則には、マンションの区分所有権はクラブの会員権付きであり、これと分離して処分することができない等が定められていた。さらに、④Bがマンションの区分所有権およびクラブの会員権を販売するに際して、新聞広告や案内書等に、クラブの施設内容としてテニスコートや屋外プール等を完備しているほか、屋内温水プール等が完成の予定

このとき、一方の契約の不履行が他方の契約にどのような影響を及ぼすのかが問題とされた。

最高裁は、形式上、売買契約 a と会員権契約 β の二個の契約が存在するとの前提に立って、 B の不履行は β の「要素たる債務」の不履行にあたるので、少なくとも A は β を解除することができるとした。その上で、形式上、二個以上の契約から成る同一当事者間の債権債務関係において、 a と β の目的が相互に密接に関連づけられ（「契約目的の相互の密接関連性」）、社会通念上、いずれかの契約が履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されない（「契約目的の達成に対する相互依存性」）と認められる場合、 A は a も解除できるとした。最高裁は売買契約と会員権契約を不可分一体のものとして捉えるか、これらの契約の一体性を否定し、別個独立の契約と捉えるかといった問題に直接立ち入っていない¹⁵⁾。しかし、最高裁平成8年判決を契機として、複合契約をめぐる契約現象を正面から捉え、各契約間を相互に関連づけるための要素を抽出する議論が大いに活性化されることとなった¹⁶⁾。

以上のような流れにおいて、2006年に発足した民法（債権法）改正検討委員会によって検討されることになり、その内容が「債権法改正の基本方針」における「複数の契約の解除」【3.1.1.81】の提案に結実することとなった。これによれば、「同一当事者間で結ばれた複数の契約の間に密接な関連性がある場合において、一の契約に解除原因があり、これによって複数の契約を締結した目的が全体として達成できなくなったとき、当事者は、【3.1.1.77】に従い、当該複数の契約全部を解除することができる。」との提案がなされていた¹⁷⁾。検討にあたって、①「甲契約と乙契約とは一体不可分のものとして1つの複合契約丙を形成している」として、乙契約の不履行をもって丙契約の不履行と構成する方向（1つの契約アプローチ。この場合、丙契約および丙契約の不履行がどういったものであるのかを考える必要があるが、これが可能であれば、そこから先は【3.1.1.77】（解除の発生要件）一般の解除の枠組みで対処することができる）と、②「甲契約と乙契約とは、それぞれ独立の契約であるとしたままで、しかし相互に密接な関連を有している」として、乙契約の不履行をもって甲契約の不履行と構成する方向（複数の契約アプローチ。これによれば、解除自体について、1つの契約の債務不履行による他の契約の解除という独立のカテゴリーが必要となる）が提示された。そして、「複数の法律行為の無効」（【1.5.50】）で後者のアプロ

である旨が明記されていた。

- 15) この点について、鎌田薫ほか編『民事法Ⅲ〔第2版〕——債権各論』87頁以下〔曾野裕夫〕によれば、第一審判決や原審判決とは異なり、「契約」を思考の単位としないアプローチとして整理する。なお、近藤崇晴「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇平成8年度（下）』（法曹会、1999年）962頁によれば、「契約の個数をどう見るかは、それほど本質的な意味を有しない」とする。
- 16) 最高裁平成8年判決の評釈は数多く、示唆に富む。本稿ではさしあたり大村敦志「判批」平成8年度重判解（ジュリスト1113号）（1997年）68頁、河上正二「判批」判時1628号（1998年）175頁（判評470号13頁）、窪田充見「判批」『不動産取引判例百選〔第3版〕』別冊ジュリスト192号（2008年）62頁、鹿野菜穂子「判批」『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』別冊ジュリスト238号（2018年）90頁を挙げておくことにする。この他にも、河上正二「債権の発生原因と目的（対象・内容）（5）」法セミ695号（2012年）76頁以下および都筑満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007年）295頁以下を参照した。
- 17) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅱ——契約および債権一般（1）』（商事法務、2009年）319頁。

ーチがとられており、それに対応して後者のアプローチが採用されることとなった。したがって、「契約に基づく債務の構造理解の1つのヴァリエーションにとどまらずに、解除そのものの新しいカテゴリーを用意する」こととされた。そして、最高裁平成8年判決が、この問題について貴重な手掛かりを与えており、そこから取り出せる準則を一般命題とできる限りで法典に組み込むことには、今後の議論の発展を促す上で意義があるとし、本提案がその限度で複数契約の解除に関わる問題の一部について規定を置こうとするものにとどまるとする¹⁸⁾。

したがって、このような提案が、引き続き法制審の検討課題として「複数契約の解除」が取り上げられる議論の呼び水となったことには疑いの余地がない。そこで、次に、法制審の部会における具体的な議論状況をみていくことにする¹⁹⁾。

4 法制審の部会における議論状況

(1) 第4回会議 (2010年2月23日開催)

複数契約の解除が部会で議論されるようになったのは、第4回会議からである。部会委員等に対する事前配布資料(以下、「部会資料」とする。)には、複数契約の解除について、「同一当事者間の複数の契約について、そのうちの一つの契約の不履行に基づき複数の契約全体の解除を認めた判例……を踏まえて、複数契約における一つの契約の不履行に基づく複数契約全体の解除に関する規定を置くことが望ましいという考え方があるが、どのように考えるか。」²⁰⁾と記載されていた。会議では、弁護士会としては最高裁平成8年判決の事案を想定し、これを明文化することに対してほぼ異論がないとの指摘とともに、異なる当事者間の複数契約についても一定の密接な関連性がある場合には解除を認めるという規律の検討への要望も出されていた²¹⁾。また、別の部会委員から、同一当事者という縛りがなくなったときに解除が無限に波及することに対する懸念も示されており、最高裁平成8年判決の判例法理を立法化するに当たり、どのような要素を抽出しておくのかについて慎重な検討を要するとの発言もみられた²²⁾。

18) 民法(債権法)改正検討委員会編・前掲注17) 321頁以下。

19) 以下の文献に加えて、法制審の部会の審議状況については、円谷峻編『民法改正案の検討 第1巻』(成文堂、2013年) 103頁以下〔松尾弘〕、石崎泰雄『新民法典の成立——法制審議会の議論から中間試案へ——』(信山社、2013年) 177頁以下、220頁も参照した。

20) 部会資料5-2「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(1)詳細版」第3、6[90頁](所収:商事法務編『民法(債権関係)部会資料集第1集(第1巻)第1回~第6回会議 議事録と部会資料』(商事法務、2011年) 500頁以下)。

21) 第4回議事録31頁〔深山雅也発言〕(所収:商事法務編・前掲注20)『民法(債権関係)部会資料集第1集(第1巻)』196頁)。

22) 第4回議事録33頁〔奈須野太発言〕(所収:商事法務編・前掲注20)『民法(債権関係)部会資料集第1集(第1巻)』197頁以下)。

(2) 第21回会議 (2011年1月11日開催) および第25回会議 (2011年3月8日開催)

第21回会議に先立って事前に配布された部会資料の内容は、「一つの契約の不履行に基づいて複数契約全体の解除が認められる場合に関する規定の要否については、複数契約が同一当事者間で締結された場合に限らず、異なる当事者間で締結された場合も規律することを念頭に置き、複数の法律行為の無効に関する論点……との整合性にも留意しつつ、具体的な要件設定について、更に検討してはどうか。」というものであった²³⁾。会議では、規定の新設に対し、「あたかも同一当事者間の契約については全て解除することができるかのような、原則と例外を逆転させるような誤った理解が広まる可能性があるため」、このような規定は置くべきではないとの立場に立ち、「具体的な要件設定」の検討ではなく、この規定の要否自体についてさらに検討すべきとの意見があった²⁴⁾。また、反対意見もあることが分かる記載にして欲しいといった意見²⁵⁾や「適切な要件設定が可能かどうかという観点から、更にその要件設定について検討する」という書きぶりが適切ではないかとの意見が続いた²⁶⁾。

次に、第25回会議に先立ち配布された部会資料²⁷⁾では、第21回会議での議論を経て複数契約の解除に関する文言が加筆されることになったが、会議では、複数契約の解除とともに複数の法律行為の無効や抗弁の接続にかかる規律との整合性に留意することを求める意見がみられたにすぎない²⁸⁾。これらの議論を経て、「民法(債権関係)改正に関する中間的な論点整理」²⁹⁾では、「適切な要件設定が可能か否かという点並びに複数の法律行為の無効に関する論点……及び抗弁の接続に関する論点……との整合性に留意しつつ、一つの契約の不履行に基づいて複数契約全体の解除を認める規定を設けるという考え方の採否について、更に検討してはどうか。」(第5、5 [17頁])と明記されることになった。

(3) 第29回会議 (2011年6月28日開催)

第27回会議(2011年6月7日開催)から各団体の代表者等を招いてのヒアリングが実施された。複数契約の解除については第29回会議に参考人から以下の意見が出された。

-
- 23) 部会資料21「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理のたたき台(1)」第3、5 [9頁] (所収: 商事法務編『民法(債権関係)部会資料集第1集(第6巻)第21回~第26回会議 議事録と部会資料』(商事法務、2012年)390頁以下)。
 - 24) 第21回議事録32頁〔奈須野太発言〕(所収: 商事法務編・前掲注23)『民法(債権関係)部会資料集第1集(第6巻)』40頁)。
 - 25) 第21回議事録32頁〔岡本雅弘発言〕(所収: 商事法務編・前掲注23)『民法(債権関係)部会資料集第1集(第6巻)』40頁)。
 - 26) 第21回議事録32頁〔油布志行発言〕(所収: 商事法務編・前掲注23)『民法(債権関係)部会資料集第1集(第6巻)』40頁)。
 - 27) 部会資料25「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理のたたき台(1)(2)【改訂版】」第3、5 [12頁] (所収: 商事法務編・前掲注23)『民法(債権関係)部会資料集第1集(第6巻)』577頁以下)。
 - 28) 第25回議事録4頁以下〔中井康之発言〕、同11頁〔岡田ヒロミ発言〕(所収: 商事法務編・前掲注23)『民法(債権関係)部会資料集第1集(第6巻)』281頁、同288頁)。
 - 29) 平成23(2011)年4月12日決定。http://www.moj.go.jp/content/000074384.pdf (閲覧日: 2020年3月31日)。

まず、複数契約の解除については、①契約締結の目的あるいは契約締結過程の「密接性」と、②一方の不履行により他方の契約目的が達成できない、あるいは一方がなければ他方の法律行為をしなかったと考えられるという「重要性」で要件の定立ができるとし、同一当事者だけでなく複数当事者についても規定を設けるべきであり、それは特に消費者契約の特別法の中で設けられた規定等を参照すれば、十分に導入可能であるとした³⁰⁾。また、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）は、書面交付やクーリングオフ、勧誘行為規制のような画一的な規律を規制対象にしているために、その要件に当たるかどうかの問題となり、要件に当たらない事例も出てくる。したがって、一般的な民事規定として民法あるいは消費者契約法などに広く規定を置く必要があるとした。さらに、複数当事者間の複合契約には、「それぞれの事業者が専門分化しているということ、それぞれがそれをまたパッケージにすることによって魅力ある商品にするという、両面がある」ので、複数当事者間に契約締結過程における一方と他方のあっせんまたは媒介という関係がある場合には、二つの取引をセットで勧誘し、契約締結しているという事情も認識し得る状況にあることから、複数当事者間の複合契約に対しても規律できるのではないかとの意見がみられた³¹⁾。

（４）第39回会議（2012年1月17日開催）

最高裁平成8年判決の判例法理を踏襲し、同一当事者間の複数契約において、そのうちの1つの契約に不履行があった場合に、「それらの目的とするところが密接に関連付けられている場合において、一の契約に解除原因があり、これによって複数の契約を締結した目的が全体として達成できなくなったとき」は、複数の契約全部について法定解除権を行使できる旨の規定を設ける考え方があり得るとした部会資料の提案³²⁾に対し、以下の意見がみられた。

まず、少なくとも複数契約が一定の要件の下で、一方の契約について債務不履行があれば両契約を同時に解除できるという規律について、これを設ける方向での検討に対する強い要望がみられた。また、「同一の当事者間で」との文言は不要ではないかとして、「契約当事者間が密接関連性と同一目的達成の認識のあること」を要件に加え、さらに、複数当事者間であるときは、複数の当事者がそのことを知っていることを要件とすることで、複数当事者間の複数契約についても適用可能な場面があるルールとしての明文化を求めていた³³⁾。

複数契約の解除に関する規定の新設に対する反対意見も、なお強く主張されていた。その理由としては、判例の蓄積がまだまだ十分であるとはいえない状況下において、過不足なく要件化する

30) 第29回議事録44頁〔池本誠司発言〕（所収：商事法務編『民法（債権関係）部会資料集第2集〈第1巻〉第27回～第29回会議 議事録と部会資料』（商事法務、2012年）190頁）。

31) 第29回議事録45頁〔池本誠司発言〕（所収：商事法務編・前掲注30）『民法（債権関係）部会資料集第2集〈第1巻〉』191頁）。

32) 部会資料34「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（6）」41頁（所収：商事法務編『民法（債権関係）部会資料集第2集〈第4巻〉第36回～第40回会議 議事録と部会資料』（商事法務、2013年）454頁）。

33) 第39回議事録45頁〔中井康之発言〕（所収：商事法務編・前掲注32）『民法（債権関係）部会資料集第2集〈第4巻〉』253頁）。

ことは困難ではないか、曖昧な要件を条文化するのであれば条文化しないほうがよいのではないかというものであった。また、結び付きが非常に強く一個の契約であると評価できる場合もある一方で、一個の契約とまではいかなくても、片方の解除原因に基づいて片方の解除をした場合に解除の効果が他方にも及ぶといった程度の関連性が認められる場合もあり、契約ごとにグラデーションがある状況にあって現段階で複数契約の解除に関する規定を設けることに対し、強い懸念が示されていた³⁴⁾。他方、「規定を何も置かないで判例に委ねるほうがより安定的かという、そうでもないのではないのでしょうか」として、慎重に審議をして何らかの共通の理解が得られるような要件立てをした方が、法律関係の明確性に資するのではないかとの意見もみられた³⁵⁾。

(5) 第65回会議 (2012年12月18日開催)

部会資料によれば、「同一の当事者間で締結された複数の契約につき、それらの目的が密接に関連付けられている場合において、そのうちの契約に債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約を締結した目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約の全てを解除することができるものとする。(注) このような規定を設けるべきでないという考え方がある。」とされていた³⁶⁾。会議では複数契約の解除について触れられることはほとんどなく、複数契約の解除との関係で、すでに論点から外されていた「複数の法律行為の無効」³⁷⁾について、少なくとも同一当事者間に関しては再度これを取り上げて検討することの要望が述べられていたにすぎない³⁸⁾。そして、「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」第11、2において³⁹⁾、「同一の当事者間で締結された複数の契約につき、それらの契約の内容が相互に密接に関連付けられている場合において、そのうちの契約に債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約の全てを解除することができるものとする。(注) このような規定を設けないという考え方がある。」とされた。

34) 第39回議事録47頁以下〔岡本雅弘発言〕(所収：商事法務編・前掲注32)『民法(債権関係)部会資料集第2集(第4巻)』255頁以下)。

35) 第39回議事録48頁〔中田裕康発言〕(所収：商事法務編・前掲注32)『民法(債権関係)部会資料集第2集(第4巻)』256頁)。なお、要件については、①複数の法律行為の無効についての規律と要件をそろえる方がよい、②「目的の密接関連性」と「複数の契約をした目的」について、両者の意味が異なるのではないか、との意見が付されていた。

36) 部会資料54「民法(債権関係)の改正に関する中間試案のたたき台(2)(概要付き)」第1、2〔3頁〕(所収：商事法務編『民法(債権関係)部会資料集第2集(第10巻)第64回～第67回会議 議事録と部会資料』(商事法務、2015年)295頁)、部会資料58「民法(債権関係)の改正に関する中間試案のたたき台(1)(2)(3) (概要付き)【改訂版】」第11、2〔49頁〕(所収：商事法務編『民法(債権関係)部会資料集第2集(第11巻)第68回～第71回会議 議事録と部会資料』(商事法務、2015年)340頁)。

37) 部会資料53「民法(債権関係)の改正に関する中間試案のたたき台(1)(概要付き)」21頁以下(所収：商事法務編・前掲注36)『民法(債権関係)部会資料集第2集(第10巻)』267頁以下)において、「第5 無効及び取消し」から「複数の法律行為の無効」の論点を取り下げられていた。

38) 第65回議事録9頁〔中井康之発言〕(所収：商事法務編・前掲注36)『民法(債権関係)部会資料集第2集(第10巻)』81頁)。

39) 平成25(2013)年2月26日決定。<http://www.moj.go.jp/content/000108853.pdf> (閲覧日：2020年3月31日)。

(6) 第78回会議 (2013年10月8日開催)

部会資料68A「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(3)」⁴⁰⁾で「複数契約の解除」が検討項目から外れたため、会議では複数の部会委員から検討を継続する旨の要望があった。最高裁平成8年判決が「実務上かなり重要な一つの契機になった判例であり、言わば消費者取引その他、一定の部分においては指針となっているような判例であるということを考え」れば、明文化の価値があるのではないかと指摘がみられた。また、要件を適切に切り出すのが難しいという指摘に対しては、「判例の表現にのっとって、今回一応中間試案で示された、密接に関連付けられているということと、契約目的が全体として達成できないときという規律を設け、この規律の解釈の中に一定の要件を今後導いていくことは可能だと思」うとの指摘もあった⁴¹⁾。しかしながら、その後、法制審において議論が展開されることはなかった。

5 検討

(1) 検討事項の対象外とされた要因

以上のように、「複数契約の解除」は法制審の審議過程における途中段階で検討事項から外れることになってしまった。これにより、複合契約に関する議論がさらに深化する好機を逃してしまったともいえる。もっとも、法制審の部会で議論された内容をみる限りでは、複数契約の解除について検討を継続するほどのインセンティブが働かなかったのではないかとも思われる。その要因は、大別して以下の三点に整理することができる。

まず、①今回の改正では、検討事項が膨大な数にわたるため、より多くの時間をかけて議論する必要のある検討事項が優先的に議論されることとなった。たとえば、「契約の解除」の中でも、債務者の帰責事由を不要とする点(これは、危険負担に関する規定の存否ともリンクするものであった)や催告の有無による解除の規律に差異を設ける点、そして不履行の軽微性(催告解除)と契約目的の不達成(無催告解除)という二重の基準を採用する点について特に重点的に議論されていた。他方、複数契約の解除については、これらの論点以上に時間をかけて議論されることはなかった。この点は、複数契約の解除よりも先に検討事項から脱落した「複数の法律行為の無効」や「抗弁の接続」といった論点についても共通する、いわば外在的な要因であるといえる⁴²⁾。

次に、②「複数契約の解除」という検討事項そのものに内在する要因である。法制審の部会でも議論が分かれていたように、立法化を図るにあたって、その文言の明確化にいっそう留意しな

40) 民法(債権関係)部会資料68A「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(3)」(所収:商事法務編『民法(債権関係)部会資料集第3集(第2巻)第77回~第79回会議 議事録と部会資料』(商事法務、2016年)517頁以下)。

41) 第78回議事録49頁〔高須順一発言〕(所収:商事法務編・前掲注40)『民法(債権関係)部会資料集第3集(第2巻)』115頁)。

42) たとえば、「中間的な論点整理」では500を超える検討項目数が、「中間試案」では約260に、「要綱仮案」では200に削減されていた。

ければならないところ、一般化できるほど部会委員間で意見の一致をみることがなかった。加えて、冒頭の事例でも触れたように、複合契約の問題がより顕在化するの、三当事者間以上で形成される契約関係である。法制審の審議では、最高裁平成8年判決の判例法理を念頭に置いた同一当事者間における規律だけではなく、三当事者間における規律も求める意見もみられた。そのため、後者の規律を含めて考えた場合において、具体的な要件設定についての理解や意見の集約がいっそう難しくなったのではないと思われる。したがって、まずは同一当事者間における複数契約の解除の規律について議論を集中させた方が、明文化に向けて議論が進展する可能性もあったのではないと思われる。

最後に、③一部解除の規律との関係である。今回の改正により、改正民法542条2項に一部解除に関する規定が明文化されることになった。そこでは、契約の効力がオール・オア・ナッシングではなく、契約のある部分のみを解除するために、その部分を全体から独立させて考えるという思考様式が明示的に承認されたことになる⁴³⁾。これに対し、複数契約の解除のように、複数の契約を一体として捉える考え方は採用されなかった。この点をどのように評価すべきだろうか。②で述べたこととも関連するが、複数当事者間の複数契約の場合には、これを1つの契約であることを前提とする一部解除の規定を適用することはできない。その意味では、同一当事者間の複数契約の解除に関する規定が明文化されることになっていけば、その規定を足がかりとして、複数当事者間の複数契約の場合においても新たな理論の方向づけが示されることになったのではないと思われる。

(2) 今後の課題

ところで、三当事者間の契約関係において生じる諸問題について、消費者契約法5条1項の「媒介者の法理」を根拠として、媒介者を利用したことによる責任（管理者としての責任）を事業者に負わせるという方法を用いて解決する法理論が展開されている。これによれば、事業者が第三者に対して消費者契約の締結について「媒介することの委託」をした場合において、その委託を受けた第三者が消費者に対して不当勧誘規制を定める消費者契約法4条1項ないし同条4項に該当することをしたときに、消費者に同条各項による取消しを認めるというものである⁴⁴⁾。これは、第三者が契約締結に介入するケースについても、その第三者の不適切な勧誘行為に影響されて消費者が自らの意に沿わない契約を締結させられることがある場合に、契約の成立についての合意の瑕疵によって消費者が当該契約に拘束されることは衡平を欠くものであるため、消費者は当該

43) 大村・前掲注3) 197頁。

44) 媒介者の法理について、佐久間毅「消費者契約法5条の展開」現代消費者法14号（2012年）52頁、後藤巻則ほか『条解消費者三法』（弘文堂、2015年）1429頁以下、1503頁以下および1520頁〔ともに池本誠司〕を参照。なお、分業に基づく交渉補助者の契約締結過程における行動すべてが本人に帰責されるとする「交渉補助者の法理」も同様の視点に立っているものと評することができる。これについては、鈴木尉久「交渉補助者の法理と消費者保護」現代消費者法24号（2014年）77頁。この他にも、金山直樹「契約締結補助者の理論」法研88巻7号（2015年）1頁では、履行補助者の理論の延長線上に契約締結補助者の理論を位置づける試みがなされ、複合契約を捉える視点のひとつとして示唆に富む。

契約の効力を否定することができることにしたものである⁴⁵⁾。たしかに、複数契約の解除が問題となる場面としては当該契約が消費者契約であることが多い。しかしながら、消費者契約法上の規定であることから、その適用範囲は消費者契約に限定される上に、消費者契約法の規定には強行的な性質を有するものが多い点に留意する必要がある。したがって、複合契約として想定される取引形態が非常に多種多様であることを考えると、そのような消費者契約法上の規律を一般に広く拡張して適用することができるかどうかについては慎重に考える必要があるだろう⁴⁶⁾。

いずれにせよ今回の改正では明文化が見送られたことから、複数契約の解除が問題となる場面においては、引き続き最高裁平成8年判決の判例法理に基づく解釈に委ねられる。そして、上述の二つの要件、すなわち、形式上、二個以上の契約から成る同一当事者間の債権債務関係における「契約目的の相互の密接関連性」と「契約目的の達成に対する相互依存性」を導き出す根拠ないしは判断構造の具体化が求められることになるだろう。その上で、複数契約の解除というトピックにとどまらず、複合契約全体の法理論を考えることも念頭に置いて検討することが待たれるところである⁴⁷⁾。

なお、近時、複合契約をめぐる法理論の展開として、多数当事者間の契約をめぐる研究が積極的に進められている⁴⁸⁾。契約当事者の多数性を手がかりとして一定の債権債務関係を捉える試みは、広く複合契約の法理論の深化に寄与するものといえる⁴⁹⁾。ただし、最高裁平成8年判決の解釈を前提として複合契約論を展開するのであれば、契約当事者の多数性以外にも目を向ける余地があるのではないかと思われる。

45) 消費者庁消費者制度課編『逐条解説 消費者契約法〔第4版〕』（商事法務、2019年）216頁。

46) なお、平成26（2014）年8月に内閣総理大臣による諮問を受けて、同年10月に消費者委員会に設置された消費者契約法専門調査会において、複数契約の無効や取消しとともに、複数契約の解除についての規律を消費者契約法に設置すべきか否かが検討され、これらに関する私法上のルールを整備すべきであるとしてその明文化を求める意見もみられた（第12回議事録38頁以下〔山本健司発言〕（<https://www.cao.go.jp/consumer/history/03/kabusoshiki/other/meeting5/012/index.html>、アクセス日：2020年3月20日））が、最終的には検討事項から外れることになった。

47) たとえば、伊藤進「私法規律の構造3——『債権契約の終わり方』の規律（四）」法論88巻6号（2013年）4頁によれば、「同一当事者間での取引で、関連する給付を、一個の契約の内容とする場合の契約の終わり方の規律と、形式的にも複数の契約の内容に分解する場合の契約の終わり方の規律とを、その規律構造は同じであるとみてよいか疑問である」とする。もっとも、同14頁によれば、「最高裁平成8年判決は同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約のある場合を前提としているが、これは契約債権関係レベルでの規律であることを前提とするもので、妥当ではない」とし、複合契約では、一つの取引システムであるとみられる次元での規律と、個々の契約の次元での規律という二元的な規律によるのが妥当」とする。

48) 都筑・前掲注16)の他にも、椿寿夫＝中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012年）、椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化』別冊NBL161号（2015年）、また、日本私法学会2016年度大会シンポジウム「多角取引・三角取引と民法」（2016年10月9日開催）の報告原稿であるNBL1080号（2016年）に掲載された各論文のほか、中舎寛樹『多数当事者間契約の研究』（日本評論社、2019年）などがある。

49) たとえば、中舎寛樹「問題提起」NBL1080号（2016年）4頁以下によれば、多数当事者の存在から、それらすべての当事者を包括する契約を観念する発想を「多角的発想」と呼び、二当事者間の契約の存在を前提に、それらの結合要素を考える発想を「複合契約的発想」と対比する。

最後に、複数契約の解除をめぐる法理論を考えるにあたって、以下の点を指摘することにした。

まず、同一当事者間における複合契約の場合において、当該契約全体の構造や契約書の体裁（利用規約なども含む。）を通じて、契約の「単位」をどのように切り分ければよいのかを考える必要がある。取引のレベルや契約書のレベルと、法的な構成物であるはずの「契約」のレベルが明瞭に区別されていないとの指摘があるように⁵⁰⁾、何が1つの契約で、何が複数の契約にあたるのか（当該契約が複数の給付から成る不可分のものか、それとも複数の契約に分かれる可分のものか）を検討する必要がある。たとえば、旅行契約のように、複数の給付または契約が結合することによって、民法典に定める典型契約ほどではないにせよ、ある程度1つの取引（契約）類型として観念できるほどに成熟したものであれば、それは1つの契約と捉えることができるだろう。この場合には、改正民法に定める解除の各規定が適用されることになる。これに対して、契約締結過程や契約書面の記載によっても、それぞれ別個独立の契約であると捉えることができる場合には、契約の相対性原則を超えてもなお複数の契約が相互に影響しあう要素を探ることが求められる。

そこで、現時点で明文化が見送られることになった以上、今後も最高裁平成8年判決で示された解釈を軸として、さらにその要件の精緻化を図る必要がある。たとえば、契約の継続性（長期性）およびこれと密接に関連する給付の性質（継続的な給付を行う契約）については、さらに検討を重ねる余地がある。また、給付または契約の不可分性が否定される場合、すなわち、給付または契約が可分であると捉えられる場合には、給付間または契約間の関連性を通じて、上述の契約の「単位」をどのように考えるのかが問題となる。これは、従来「契約の個数論」として論じられてきたものとも関連することになるが⁵¹⁾、あくまで「複合契約とは何か」を考えるひとつの視点として捉えることができる。つまり、「複合契約」をひとつの現象として捉え、そこで問題となる個々の場面における法解釈論を展開することが望ましい。今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿は、JSPS 科研費18K01378の助成による研究成果の一部である。

50) 大村・前掲注16) 70頁。

51) 近藤雄大「契約の個数の判断基準に関する一考察」同志社法学54巻2号（2002年）93頁によれば、「契約の個数論は、複数の契約から契約の類型化への過渡的な段階にある契約関係において独自の意義を有するものである」という。

